

令和8年度  
第1回安平町町民自治推進委員会

議 案



Child  
Friendly  
Cities  
Initiative

unicef   
for every child

日 時 令和8年6月29日（月）午後1時30分～

場 所 安平町役場総合(早来)庁舎 中集会室1

# 次 第

## 1 開会

## 2 高村委員長あいさつ

## 3 議 事

### (1) 【振り返る】

- ・ 前回 3/27について
- ・ これまでの歩み

### (2) 【話し合う】

- ①令和7年度町民参画の実施状況について  
～ 町民参画推進条例に基づく町民参画の実施結果をお知らせ

- ②提言書（案）と町長への手交について  
～ 事務局で案を作りましたので、ご意見いただきます。

### (3) 【事務局よりご報告】

- ①次期委員について  
～ 今年7月14日から任命される新たな委員をご紹介します。  
※当日、投影してご説明します。

### (4) 【お別れのご挨拶】

- ・ 任期満了により、このメンバーでの活動を終了しますので、一言ずつ頂戴できればと考えます。

## 4 その他

## 5 閉 会

■ 町民参画手続の実施状況（令和7年度実績）

対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

(1)パブリックコメント

No.	事業名称及び担当課	概要	募集期間	周知方法	対象	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	安平町デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【第2.0版】 【総務課情報グループ】	デジタル技術を中心とした社会変革により、『デジタル技術を活用した便利で快適に暮らせるまちの実現』を目指すべき姿勢とし、実現に向けたその見通しをたてるため、安平町デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【第2.0版】を策定するもの。	令和7年9月19日～10月14日	広報笑顔9月号、HPお知らせ欄、総合庁舎及び総合支所での閲覧、10/4苫小牧民報	町民	1名2件	HP(パブリックコメントページ)、担当窓口での閲覧	
2	安平町過疎地域持続的発展市町村計画の変更【政策推進課政策推進グループ】	過疎地域の持続的発展に関する特別措置法に基づく過疎地域の指定に伴い、過疎からの自立と地域の持続的発展の実現の為に策定するもの	令和7年11月10日～令和7年12月3日	広報笑顔11月号、町HP、総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	意見なし	HP(パブリックコメントページ)、担当窓口での閲覧	
3	安平町下水道ビジョン・経営戦略(案)の策定【水道課 業務グループ】	経営環境が厳しくなる中これまで以上に精緻に経営の現状分析や中長期的な視点からの将来予測を行って課題を抽出し、課題解決に向けた取組みにより一層の経営基盤の強化を図っていくため策定するもの	令和8年1月9日～2月6日	広報あびら1月号、町HP、総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	意見なし	HP(パブリックコメントページ)、担当窓口での閲覧	
4	安平町森林整備計画の樹立について 【産業振興課土地改良・林務G】	森林法に基づき、令和8年度から令和18年度までの森林整備計画を樹立(策定)するもの。	令和8年2月10日～3月10日	HP・総合庁舎及び総合支所での閲覧(縦覧)	町民	意見なし	HP(パブリックコメントページ)、担当窓口での閲覧	

(2)アンケート調査

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	実施方法	対象	回答件数	結果の公表状況	摘要
1	第3次総合計画策定に関するまちづくり町民アンケート	第3次総合計画の策定に向けて、第2次総合計画における振り返りとしての満足度調査と、将来に向けた重要度調査を実施し、策定に係る検討材料とするもの。	令和7年7月7日～8月6日	広報あびら7月号に折込み	町民	389件	HP・広報あびら3月号から実施中	

(3)モニター制度

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	公募方法	参加状況	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	該当なし							

(4)町民説明会(審議会等以外の団体への意見聴取を含む)

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	追分の学校を考える会キックオフ住民説明会 【教育委員会事務局】	将来的な追分地区における学校の在り方を検討するにあたり、学校のコンセプトを策定を進めるため、地域住民からの意見聴取を目的として開催したキックオフの住民説明会を実施したもの。	令和7年9月6日(土)	HP、LINE@、広報折込	町民、出身者、通勤者等	68名	HP・広報10月号、担当窓口での閲覧	

### (5) ワークショップ

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	第3次総合計画策定に関する100人会議	第3次総合計画の策定に向けて、住民のウェルビーイングについて考えるもの。	令和7年8月29日	HP、LINE@	町民	88名	HP	
2	追分の学校を考える会キックオフ住民説明会(再掲) 【教育委員会事務局】	将来的な追分地区における学校の在り方を検討するにあたり、学校のコンセプトを策定を進めるため、地域住民からの意見聴取を目的として開催したキックオフの住民説明会を実施したもの。	令和7年9月6日(土)	HP、LINE@、広報折込	町民、出身者、通勤者等	68名	HP・広報10月号折込、担当窓口での閲覧	
3	第1回追分の学校を考える会 【教育委員会事務局】	追分地区の学校を考えるにあたり、どんなみらいがほしいのか?どんなまちにしたいのか?についてワークショップを実施。	令和7年9月27日(土)	HP、LINE@、広報折込	町民、出身者、通勤者等	30名	HP・広報10月号折込、担当窓口での閲覧	
4	第2回追分の学校を考える会 【教育委員会事務局】	追分地区の学校を考えるにあたり、これからの時代の学びや学校づくりで大切にしたいことをテーマにワークショップを実施。	令和7年10月28日(火)【3部開催】 ・1部:9:30~12:00 ・2部:16:00~18:30 ・3部:18:30~21:00	HP、LINE@、広報折込	町民、出身者、通勤者等	計35名	HP・広報10月号折込、担当窓口での閲覧	

### (6) 審議会等において意見聴取を行ったもの

No.	事業名称及び担当課	概要	審議会の名称・開催日	第6条第1項の該当、審議内容等	結果の公表状況
1	安平町デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【第2.0版】 【総務課情報グループ】	デジタル技術を中心とした社会変革により、『デジタル技術を活用した便利で快適に暮らせるまちの実現』を目指すべき姿とし、実現に向けたその見通しをたてるため、安平町デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【第2.0版】を策定するもの。	第1回安平町未来創生委員会 令和7年6月27日(金)	1号(計画の変更)に該当 安平町未来創生委員会において計画案を説明・意見を聴取。	HP(会議録公表ページ)
2	安平町第3次総合計画【政策推進グループ】	第2次総合計画が2026年度で満了することに伴い、策定に関する諮問を包括的に行い、審議作業を継続して実施するもの。	第1回安平町未来創生委員会 令和7年6月27日(金)	1号(計画の策定)に該当 安平町未来創生委員会において計画策定に関する今後の方向性について意見交換	HP(会議録公表ページ)
3	安平町第3次総合計画【政策推進グループ】	第2次総合計画が2026年度で満了することに伴い、策定に関する諮問を包括的に行い、審議作業を継続して実施するもの。	第2回安平町未来創生委員会 令和7年8月27日(水)	1号(計画の策定)に該当 安平町未来創生委員会における新委員による委員会に対し正式諮問	HP(会議録公表ページ)
4	安平町下水道ビジョン・経営戦略(案)の策定【水道課 業務グループ】	経営環境が厳しくなる中これまで以上に精緻に経営の現状分析や中長期的な視点からの将来予測を行って課題を抽出し、課題解決に向けた取組みにより一層の経営基盤の強化を図っていくため策定するもの	第2回安平町行政改革推進委員会 令和7年11月20日(木)	1号(計画の策定)に該当 安平町行政改革推進委員会において下水道ビジョン・経営戦略(案)を説明・意見を聴取。	HP(会議録公表ページ)
5	安平町第3次総合計画【政策推進グループ】	第2次総合計画が2026年度で満了することに伴い、策定に関する諮問を包括的に行い、審議作業を継続して実施するもの。	第3回安平町未来創生委員会 令和7年12月11日(木)	1号(計画の策定)に該当 安平町未来創生委員会において計画策定に関する進捗状況を報告し、意見交換	HP(会議録公表ページ)
6	安平町第3次総合計画【政策推進グループ】	第2次総合計画が2026年度で満了することに伴い、策定に関する諮問を包括的に行い、審議作業を継続して実施するもの。	第3回安平町町民自治推進委員会 令和8年3月27日(金)	1号(計画の策定)に該当 安平町町民自治推進委員会において計画策定に関する町民参画状況や進捗状況を報告し、意見交換	HP(会議録公表ページ)

**(7) 条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの**

No.	名称及び担当課	概要	第6条第1項の該当・判断日	実施しなかった理由(条例第6条第2項)
1	安平町鳥獣被害防止計画の変更【産業振興課】	鳥獣による農作物が発生していることから、被害防止対策に取り組むため、計画を策定しているもの。 ※今回はエゾシカ捕獲計画頭数の増加に伴う変更	非該当 判断日 令和7年10月16日	条例第6条第2項第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの)により実施しない。 (鳥獣による水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づき策定)
2	安平町介護保険条例の一部を改正する条例【健康福祉課】	令和7年度税制改正による給与所得控除の引き上げに伴う介護保険法施行令改正の影響によって介護保険料が増額となる第1号被保険者について、減免を実施するため。	非該当 判断日 令和8年2月27日	条例第6条第2項第5号(税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)により実施しない。

**\* 条例第6条第2項第2号(緊急に行う必要があるもの)に該当する案件は0件**

## 【話し合う②】提言書（案）と町長への手交について

### （1）提言書案について

今回を除き、これまで6回にわたって会議を開催してきました。

その中で、皆さんからご意見いただいたり、議論の中で話題となった内容などから抽出し、提言書としてまとめ、案を作りました。

令和8年7月●日

安平町長 及川 秀一郎 様

安平町町民自治推進委員会  
委員長 高村 みずほ

## 提 言 書 (案)

第5期の町民自治推進委員会では、まちづくり基本条例及び町民参画推進条例に基づき「町民自らが考え行動する町民自治の実現」という目的にかなう、多様な人々や団体が協働によってまちづくり進められ、役場の取り組みにも住民が参加することが促されているかどかなどの視点で、各種の調査審議を行って参りました。

2年間の任期満了にあたり、これまでの活動の中で見いだされた内容についてまとめましたので、今後のよりよい安平町のためにとの願いを込めて、提言申し上げます。

### 記

安平町町民自治推進委員会条例第2条で、私たちが行うべき任務である「所掌事項」ごとに整理して、次の通り提言します。

### （1）まちづくり基本条例の運用状況及び見直しに関する事項について

#### 【提言内容】

#### ①参加しやすい役場の会議

まちづくりを進める上で、「町民と職員のコミュニケーション」が重要なのは、言うまでもありません。そこで、役場で行われる会議などは、町民がより気軽に参加できる「雰囲気作り」やわかりやすい「議題の設定」に引き続きご配慮いただきたいと考えます。



#### ②「担い手」を増やすための活動

まちが元気になるためには、まちで様々な活動を行うたくさんの「担い手」が必要です。広報紙やSNS、あびらチャンネルなどの広報媒体を引き続き活用しながら、学びの支援と啓発に取り組んでいただきたいと考えます。

#### 【理由】

まちづくり基本条例第17条では「職員と町民のコミュニケーション」の重要性に、第18

条では町民同士がつながるための「コミュニティづくり」とその「担い手育成」の大切さに言及しています。

また、「町民がまちづくりの主角」と位置づけて町民・行政（町長を含む役場）・議会が対等な立場で協働し、情報を公開してみなさんと共有した上で、様々な取り組みに関わっていただくことを通して、町民一人ひとりが夢を育み、学び合い、安心安全に暮らすことができるまちの実現を目指しています。

そのために必要なことは何かを考え、まとめたものです。

## (2) 町民参画の実施状況及び研究改善に関する事項について

### 【提言内容】



#### ①子どもにやさしいまちづくり

まちづくり基本条例や町民参画推進条例などに規定される「町民」とは、当然に「子ども」を含むものであるということを改めて確認し、特に子どもたちに直接影響の及ぶ遊びや学びに関することを決めるときは、必ず当事者としての子どもたちや、その保護者のみなさんに直接意見を聞くよう、引き続き努力を重ねていただきたいと思います。

#### ②町民の意見を直接聞く場としての町民自治推進委員会

町民からその取り組みに関する意見を直接聞くための「パブリック・コメント」が実施されても、意見が寄せられない事例がいくつか見られました。そこで、町民参画推進条例に規定される「審議会等」の一つとして、私たち町民自治推進委員会を活用していただき、形式的な手続きにとどまらない、本質的な町民のまちづくりへの参加を実現していきたいと考えます。

#### ③参加しやすいパブリック・コメント

町民がパブリック・コメントへ参加しやすくするために、「安平町LINE公式アカウント」を活用して周知することが重要だと考えます。

### 【理由】

町民参画推進条例では、町民がまちづくりに参加するための基本的な事項を定め、町民と行政の協働によるまちづくりを進めることが目的とされています。また、安平町ではこれまで「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」の理念を大切にしてきました。今後予定される「(仮称)子どもの教育環境条例」で子どもの権利について規定する際には、まちづくり基本条例との整合性を図るよう第3・4期の委員から提言されています。

町民のまちづくりへの参加は、条例に基づき形式的・手続き的に促されるということは本質でなく、実質性を追求するべきであると考えています。

以上です。

(2) 町長への提言書提出について

委員長ほか、参加できる方で町長へ直接提言書を手渡し、懇談する機会を設けたいと考えています。

参加を希望される方は、ぜひご検討いただきたいと思います。

なお、手交式に際しましては、あびらチャンネル又は広報紙で取材が入る見込みですので、予めご承知おきください。

■日程等

7月24日（金） 15：30～30分程度

安平町役場総合庁舎（早来庁舎） 中会議室 1